

質問検査権の新たな条文 いかにも悪スジで 心配だらけ

小田川 豊作・会員

令和3年度税制改正で質問検査権を規定する国税通則法第74条の2に第5項が創設された。7月1日の新規調査から適用となっている。

創設の理由は「異動を繰り返すことにより調査忌避が行われる事例が散見される」からだという(財務省・税制改正の解説)。

優秀な税逃れ者であるGAF Aなどは国をまたいでの税逃れを行っていることから見れば可愛いものだが、法の穴、盲点を捜し出し、税逃れに利用する者がいる。法は追いかけて対応することになるので、改正の理由は分からなくもない。

だが、新設された第5項はいかにもスジが悪い。官僚たちの劣化がこんなところにも現れているのではないかと心配になる。老婆心ながら心配事を並べておくことにしよう。

まずは創設された第5項の条文と、関連して新設された国税庁の通達を読んでいただきたい。

国税通則法第74条の2

5 法人税等(法人税、地方法人税又は消費税をいう。以下この項において同じ。)についての調査通知(第65条第5項(過少申告加算税)に規定する調査通知をいう。以下この項において同じ。)があつた後にその納税地に異動があつた場合において、その異動前の納税地(以下この項において「旧納税地」という。)を所轄する国税局長又は税務署長が必要があると認めるときは、旧納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員は、その異動後の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員に代わり、当該法人税等に関する調査(当該調査通知に係るものに限る。)に係る第1項第2号又は第3号に定める者に対し、同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をすることができる。

「国税通則法第7章の2(国税の調査)等関係通達の制定について」の一部改正について(法令解釈通達)

(「当該法人税等に関する調査(当該調査通知に係るものに限る。)」の意義)

1-9(新設) 法第74条の2第5項に規定する「当該法人税等に関する調査(当該調査通知に係るものに限る。)」とは、同項の規定を適用することができる調査について、当該調査通知を行った場合の調査に限ることをいうのであり、その調査の内容が当該調査通知をした項目(調査対象税目、調査対象課税期間)に限定されるものではないことに留意する。

(注)例えば、実地の調査において、調査通知をした課税期間以外の課税期間について非違が疑われる場合には、その調査通知をした課税期間以外の課税期間についても、その調査通知をした課税期間と併せて、異動前の納税地を所轄する国税局又は税務署の当該職員が質問検査等を行うことが可能であることに留意する。

条文の意味

X社の調査をやるぞと選定したA署が、「調査通知」をしたらX社は本店をB署に異動した。改正前はB署の当該職員しか質問検査権を行使できない。選定したA署の当該職員は選定した情報や内観調査の情報に有しているのにそれが生かせない。X社に逃げられたA署の署長は、うちが情報を持っているのだからうちの職員に調査をやらせたいと判断した。そこでこの第5項を法的裏付けとしてB署に連絡し、B署はB署の当該職員に代わりA署の当該職員にX社の調査にあたらせ、きっちり落とし前をつけさせてもらおうというのである。

これが条文の示すところである。

入口から効果に心配事

この条文が働くための入り口は選定したA署の「調査通知」である。では「調査通知」の法的意味合いはなにか。これは加算税の取扱いで書かれているもので、調査手続で規定されている「事前通知」

(通第74条の9)とは別物。「調査通知」を法的裏付けのある手続と捉えることはできな(次ページへ)

(前ページより) 為を置いたのか。それは「事前通知」するにあたり調査日を事前にすり合わせるために電話をいれ、日程をほぼ確定させてから電話で「事前通知」する手法にこだわっているからだ。

これだと、税逃れを探究しているものからすれば「穴」を教えて貰っているに等しい。

税関のように書面で「事前通知」を行い、その後、に法の規定に従い調査日程を確定さ(次ページへ)(前ページから) せればいいのであって、書面を排

除したいという課税庁のくだらないこだわりが税逃れを助長していることもわかっていないらしい。

改めて言うが、この通達は不要である。また、通65条第5項と追加された通72条の2第5項の「調査通知」は「事前通知」とすれば、少なくとも調査手続規定の法的裏付けを得ることになり、いくらかスジは良くなるが、それにしても行政法上かくも問題をはらむ条文が何の審議もなく成立してしまうことが本当に心配になる。